

# 第 20 回鹿児島県障害者スポーツ大会実施要綱（案）

## 1 目 的

障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者に対する理解と認識を深め、その自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

## 2 名 称

第 20 回鹿児島県障害者スポーツ大会

## 3 主 催

鹿児島県

社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会

社会福祉法人鹿児島県手をつなぐ育成会

鹿児島県知的障害者福祉協会

特定非営利活動法人鹿児島県精神保健福祉社会連合会

鹿児島県パラスポーツ協会

## 4 主 管

鹿児島陸上競技協会

鹿児島県水泳連盟

鹿児島県アーチェリー協会

鹿児島県卓球連盟

鹿児島県障害者フライングディスク協会

鹿児島県ボッチャ協会

鹿児島県ボウリング連盟

## 5 後援（順不同）

鹿児島県教育委員会 鹿児島県市長会 鹿児島県町村会

鹿児島県特別支援学校長会 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会

日本赤十字社鹿児島県支部 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

南日本新聞社 西日本新聞社 南海日日新聞社

読売新聞西部本社 毎日新聞社 朝日新聞社

N H K 鹿児島放送局 M B C 南日本放送 K T S 鹿児島テレビ

K K B 鹿児島放送 K Y T 鹿児島読売テレビ

エフエム鹿児島 鹿児島シティエフエム

## 6 大会期日

令和 8 年 5 月 10 日（日） 陸上競技、フライングディスク競技、卓球競技

令和 8 年 5 月 17 日（日） 水泳競技、アーチェリー競技、ボッチャ競技、ボウリング競技

## 7 大会会場

(1) 開 会 式 白波スタジアム（県立鴨池陸上競技場）

※ 白波スタジアム以外で行う競技については、各競技会場で別途開始式を行う。

(2) 陸 上 白波スタジアム（県立鴨池陸上競技場）

(3) 水 泳 鴨池公園水泳プール

(4) アーチェリー	ハートピアかごしま
(5) 卓 球	ハートピアかごしま
(6) フライングディスク	県立鴨池補助競技場
(7) ボッチャ チャ	ハートピアかごしま
(8) ボウリング	サンライトゾーン

## 8 参加者（見込み）

選 手	750人
大会・競技役員等	750人
付添人・その他	500人
計	2,000人

## 9 大会参加選手資格

大会に参加できる選手は、次の各号のいずれにも該当する年齢13歳以上の者（開催年4月1日現在）とする。

- (1) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - 知的障害者は、療育手帳の交付を受けている者又はその取得の対象に準ずる障害のある者
  - 精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている者
- (2) 鹿児島県内に現住所（住民票のある地）を有する者
  - また、県外に現住所を有する者で、県内の施設や学校等に入所若しくは通所や通学している者
- (3) 参加申込書及び障害者手帳の写し等を窓口の申込期限【令和8年2月13日（金）】までに提出した者
- (4) 大会参加前に、競技出場について医師の診断を受け、出場可能と認められた者

## 10 全国大会予選

本大会は、第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」の予選を兼ねる。

ただし、同大会の九州ブロック地区予選会（団体競技）に参加する選手は、同大会の選考から除外する。

## 11 申込み及び競技種目

- (1) 競技種目及び障害区分は、別表1「第20回鹿児島県障害者スポーツ大会競技種目及び障害区分・出場区分」のとおりとする。
  - なお、各障害区分については、別表2「障害区分の解説」に基づき選択すること。
- (2) 知的障害者のボウリング競技はデュアルレーン方式を採用し、出場者はアベレージ100以上を常時見込める者とする。
- (3) ボッチャ競技については、男女の区別なく、立位選手及び座位選手のリーグ戦にて勝敗を決定する。
- (4) 出場競技は、陸上競技のみ1人1競技1種目とし、他の競技は、1人2種目以内とする。
  - ただし、何らかの理由により出場競技・種目に制限を加える必要がある場合には、主催者で協議のうえ、決定することができる。
- (5) 参加申込窓口は「各市町村障害福祉担当課、各県立特別支援学校、鹿児島大学附属特別支援学校、鹿児島城西高校」とする。
  - また、施設利用者については、障害者サービスを受けている市町村に申込むことを可能とする。
- (6) 「申込書の特記事項」の内容を十分に理解し、了承の上で申し込みを行うこと。

## **12 競技規則**

適用する競技規則は、公益財団法人日本パラスポーツ協会編『全国障害者スポーツ大会競技規則集』と、大会申し合わせ事項による。

## **13 参加費用**

- (1) 選手及び役員等の参加に要する費用は、参加者側において負担する。
- (2) 競技に係る会場利用料に関しては、主催者側で負担する。ただし、ボウリング競技出場選手が貸靴を使用する場合は、出場選手個人の負担とする。

## **14 その他**

- (1) 選手及び役員等のスポーツ保険等加入の手続及び費用負担は、主催者側で行う。
- (2) 健康管理については、参加者各自及びその介助者(保護者)又は所属施設等がこれに当たるものとし、主催者は大会当日の応急処置を除き、一切の責任を負わない。
- (3) 5月10日（日）及び17日（日）は雨天決行とする。ただし、主催者が荒天（台風等）又はその他の都合で実施できないと判断した場合は中止とする。
- (4) やむを得ない事情により、大会会場等が変更になる場合は、主催者より申込窓口に通知するものとする。
- (5) 荒天等により、変更や中止になる場合は、鹿児島県及び県身体障害者福祉協会のホームページ等に掲載する。
- (6) 会場はいつもきれいにし、ゴミは必ず持ち帰ること。
- (7) この要綱に定めるほか、必要な事項は別途定める。

[別表1-1]

## 第20回鹿児島県障害者スポーツ大会競技種目及び障害区分・出場区分

●出場区分 身体障害者(1部 39歳以下)(2部 40歳以上) 知的障害者(少年13~19歳)(青年20~35歳)(壮年36歳以上) ※年齢は令和8年4月1日現在

## 1. 陸上競技

			区分番号	障害区分	競走							跳躍			投てき			
障害分類					※1 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーンバッグ投
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎					※3 ◎			◎	◎	◎	◎	
			2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎							▲	◎	◎			
			3	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎							▲	◎	◎			
		下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
			5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
			6	両下腿切断	◎	◎							◎		◎	◎	◎	
			7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎								◎		◎	◎	◎	
			8	両大腿切断または、両下肢完全										◎	◎	◎	◎	
		体幹	9	体幹 ※2	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、または使用	10	第6頸髄まで残存	◎	◎					◎						◎	
			11	第7頸髄まで残存			※3 ◎	※3 ◎			※3 ◎	※3 ◎	◎				◎	
			12	第8頸髄まで残存							◎	◎	◎		◎	◎	◎	
			13	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎			◎		※3 ◎	※3 ◎			◎	◎	◎	
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		※3 ◎	※3 ◎			※3 ◎	※3 ◎				◎	◎	◎	
			15	その他の車いす										◎	◎	◎	◎	
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎						◎	
			17	けって移動	◎						◎						◎	
			18	片上下肢または、片上肢で車いす使用	◎						◎				◎	◎		
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎			◎	◎	◎		
			20	その他走不能										◎	◎	◎		
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎		◎		◎		◎	◎	◎	◎		
			22	その他走可能	◎	◎	◎		◎		◎		◎	◎	◎	◎		
	4		23	電動車いす常用							◎						◎	
視覚障害 ※4			24	視力0から0.01まで ※5	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害			26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎	
知的障害			27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎	
内部障害			28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎				◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※1 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※2 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)。

ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があつてもこの区分には該当しない。

※3 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※4 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※5 障害区分24は光を通さないアイマスク又はアイシェードを装着する。

【注】競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障害区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

[別表1-2]

## 2. 水泳

◎男女別・年齢区分別 ○ 男女別・1部 ● 男女別・2部 △ 男女混合・年齢区分なし

障害分類		区分番号	障害区分	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ	
				2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m
肢体不自由	1	上 肢	1 手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			2 片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			3 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			4 兩前腕切断または、兩上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			5 兩上腕切断または、兩上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	1	下 肢	6 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			7 片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			8 兩下腿切断または、兩下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			9 兩大腿切断または、兩下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎	
	2	上下肢	10 片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
			11 多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 兩上肢不完全および兩下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
	2	体 幹	12 体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○
3	2	脳原性麻痺以外の車いす常用	13 第7頸髄まで残存	◎	◎	○		○			
			14 第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			15 下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			16 下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○
4	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	17 四肢麻痺(車いす常用)または、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	○		○			
			18 兩下肢麻痺または、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			19 片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎	
			20 その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			21 その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	4		22 浮具使用	◎	◎	○		○			
視覚障害 ※1			23 視力0から0.01まで ※2	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			24 その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害			25 聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○
知的障害			26 知的障害	◎	◎	○	○	○	○	○	○

※1 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※2 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

[別表1-3]

## 3. アーチェリー（身体障害者のみ）

●男女別

障害の分類	区分番号	障害区分	リカーブ		コンバウンド	
			50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1 第8頸椎まで残存 ※	●	●	●	●
		2 その他の車いす	●	●		
	切断・機能障害	3 上肢障害	●	●		
		4 下肢障害(椅子、車いす使用を含む)	●	●		
		5 体幹	●	●		
	6 脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	脳原性麻痺(椅子、車いす使用を含む)	●	●		
	7 聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	聴覚障害	●	●		
	8 内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●		

※「第8頸椎まで残存」には、「第6頸椎まで残存」及び「第7頸椎まで残存」は出場できるものとする。

## 4. 卓球

◎男女別・年齢区分別 ●男女別

障害の分類		区分番号	障害区分	卓球	STT
肢体不自由	上肢障害	1	片上肢障害	◎	
		2	両上肢障害	◎	
		3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
		4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
		5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
	下肢障害	6	体幹	◎	
		7	第8頸椎まで残存 ※1	◎	
		8	座位バランスなし	◎	
	3	9	その他の車いす	◎	
		10	車いす使用	◎	
		11	杖または、松葉杖使用	◎	
		12	上肢に不随意運動あり	◎	
		13	上肢に不随意運動なし	◎	
	視覚障害 ※2	14	片側障害	◎	
		15	アイマスクまたは、アイシェードあり ※3	◎	
		16	アイマスクまたは、アイシェードなし	◎	
		17	聴覚障害	◎	
	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	18	知的障害	◎	
		19	精神障害	●	

※1 「第8頸椎まで残存」には、「第6頸椎まで残存」及び「第7頸椎まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスク又はアイシェードを装着する。

## 5. フライングディスク

◇区分なし ●男女別

障害の分類	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座 位	立 位
肢体不自由				
視覚障害	◇	◇	●	●
聴覚障害				
知的障害				
内部障害(ぼうこう又は直腸機能障害)				

## 6. ポッチャ

△男女混合・年齢区分なし

			区 分 番 号	障害区分	競技スタイル	
					立 位	座 位 ※
肢 体 不 自 由	I	切断・機能障害	1	多肢切断、両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	△	
			2	第6頸椎まで残存		△
	II	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	3	第7頸椎まで残存		△
			4	第8頸椎まで残存		△
			5	多肢切断		△
	III	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用		△
			7	けって移動		△
			8	片上下肢で車いす常用または、使用		△
			9	その他走不能	△	
	IV		10	電動車いす常用		△

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシstantを1名つけることができる。

ランプ使用者にはランプオペレーターを1名つけることができる。

両方が必要な選手1名につきそれぞれ1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺(区分6)として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

## 障害区分の解説

### ■肢体不自由1

		障害区分名	解説	
切断または機能障害	上 肢	切 断	手部	片側および両側の手部切断
			片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
			片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
			両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
			両上腕	両上腕の切断者
			片前腕および片上腕	片前腕の切断および片上腕の切断者
	機能障害		片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	立 位	切 断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
			片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
			両下腿	両側の下腿の切断者
			両大腿	両側の大腿の切断者
			片下腿および片大腿	片下腿の切断および片大腿の切断者
		機能障害	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
			両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
			両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
	上下肢	切 断	片上肢および片下肢	片上肢の切断および片下肢の切断者
			多肢切断	三肢以上の切断者
		機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全および片下肢不完全の者
			片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全および片下肢完全の者
		両上肢不完全および両下肢不完全	両上肢不完全および両下肢不完全の者	
	体 幹	体 幹	体 幹	頸部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者 (脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)【注1】

【注1】 四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があつてもこの区分には該当しない。

### ■肢体不自由2

陸上競技・ボッチャ	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者 (肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
		第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 (肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
		第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	
		その他の車いす(陸上競技)	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者 (例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
		多肢切断(ボッチャ)	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
水泳	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ボリオ、ギラン・バレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。)	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 (肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
		第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】

【注2】 「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注3】 (水泳) 下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

[別表2-2]

## ■肢体不自由3

脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上競技・ボッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用（陸上競技）	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			四肢麻痺で車いす常用、または使用（ボッチャ）	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			片上下肢または片上肢で車いす使用	片側の上肢と下肢または片側の上肢で車いすを操作する者
			上肢で車いす使用（陸上競技）	上肢による車いす使用者【注4】
	立位	その他走不能（陸上競技）	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
		その他走不能（ボッチャ）	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
		上肢に不随意運動を伴う走可能（陸上競技）	目的動作に障害のある上肢協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いて走ることが可能な者	
		その他走可能（陸上競技）	【注5】	
	水泳	四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者	
		上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者	
		両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）	
		上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者	
		片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作も走ることも両方が不可能な者	
		その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	
		その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者	
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
		立位	杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
		立位	上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
		立位	片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるもののはこの区分に該当する。

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いて走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。

## ■肢体不自由4

その他	電動車いす常用（陸上競技）	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	電動車いす常用（ボッチャ）	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹機能障害のある者で、浮具を使用する者

## ■視覚障害

視覚障害	視力0から0.01まで	【注6】【注7】
	その他の視覚障害	

【注6】 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

【注7】 矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。

## ■聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない
--------------------------	------	-------

## ■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

## ■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
------	--------------	------------------------------

## ■精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------

## 障 壱 区 分

1. この障害区分は、全国障害者スポーツ大会のために制定されたものを参考にしており、肢体不自由者の場合、主として身体障害者手帳を参考にしながら、現状の障害に合った区分を選択するようしている。したがって、運動機能の障害程度から区分される国際競技団体の「クラス分け」とは大きく異なる。
2. 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。
3. 障害が重複している場合には、選択した1つの障害区分ですべての競技に参加しなければならない。
4. 肢体不自由者の障害区分
  - (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されており、その他に6級以上の障害がない場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障害として区分する(7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢として区分する)。
  - (2) 肢体不自由では、複数の部位に障害があり、1肢以上が6級以上の認定を受け、その他の1肢が7級の認定を受けている場合は、その7級の部位は障害区分判定の対象としない。  
(例:左上肢が3級、右上肢6級、左下肢7級の場合は両上肢が障害区分の対象。)
  - (3) 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
  - (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
  - (5) 関節離断は、上位の部位の切断として扱う(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。
  - (6) 完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障害のあるものをいう。機能障害とは、運動麻痺や筋力低下、関節可動域制限のことである。下肢の運動麻痺筋力低下の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
  - (7) 不完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)のうち、1または2関節に機能障害があるものをいう。
  - (8) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位(上腕)の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
  - (9) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
  - (10) 切断または機能障害のある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
  - (11) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用(筋ジストロフィー症など)の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
  - (12) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
  - (13) 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない、連続した運動ができることがある。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず早歩きできることを前提とする。
5. 視覚障害の視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は0、指数弁は視力0.01とする。また矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、「その他の視覚障害」へ区分される。
6. 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。